

出産したとき

6 出産（家族出産）育児一時金請求書（直接支払制度差額支給用） 出産（家族出産）育児一時金請求書

被保険者または、被扶養者が出産したときは、1児につき42万円（*1）が支給されます。

ただし、出産をされる被保険者または被扶養者が、直接支払制度を利用する場合は、申請により出産費用が42万円（*1）に満たない場合に、出産育児一時金との差額が支給されます。
また出産費用が42万円（*1）以上の場合は申請の必要はありません。

（*1）産科医療補償制度未加入の医療機関は40万4千円。また、産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週以降に達した日以後の出産でない場合には40万4千円の支給となります。

請求用紙と添付書類

☆直接支払制度を利用する場合（出産費用が42万円（*1）に満たない場合）

《請求用紙》

- ・ 出産（家族出産）育児一時金請求書（直接支払制度差額支給用）

《添付書類》

- ・ 医療機関等から退院時に渡された出産費用についての領収書（費用内訳書）
及び・これに付随する明細書の写し（*2）

（*2）領収・明細書には「出産年月日」、「出生児数」、「代理受取額」、「直接支払制度を用いている旨」等の記載があるもの

☆直接支払制度を利用しない場合

《請求用紙》

- ・ 出産（家族出産）育児一時金請求書

《添付書類》

- ・ 医療機関等から交付される代理契約に関する文書（合意文書）の写し
- ・ 医療機関等で退院時に渡された出産費用についての領収書（費用内訳書）及びこれに付随する明細書の写し

提出期限

☆出産日の翌日より2年間。（2年経過すると、時効により支給できません。）

留意点

☆直接支払制度を利用する場合としない場合では申請用紙が異なります。

☆給付の対象となる出産は、妊娠4か月（85日）以後で、生産・死産・流産（人工中絶・早産を含む）であっても支給されます。

☆双子の場合は2人分支給されます。

☆継続して1年以上被保険者であった方が、資格喪失後6か月以内に出産したときも支払われます。

☆被保険者証の記号番号を記入した場合は、マイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

☆被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合

- ・ 備考欄へマイナンバーを記入してください。
- ・ マイナンバーを記入した場合は、「個人番号確認（通知カード又は個人番号記載住民票の写し等）」及び「本人確認（運転免許証又はパスポートの写し等）」をする為の添付書類が必要となります。
- ・ 事業主様経由で提出する場合は、「代理人の身元確認書類（事業主の免許証の写し等）」が必要となります。また、その場合は必ず「申請書の提出を事業主へ委任します。」欄に☑を入れてください。